

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年11月から42年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで

私は、結婚した昭和39年5月ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料を妻が私の分と一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その直前である昭和42年度の国民年金保険料を、44年10月31日に過年度納付したことが国民年金被保険者台帳から確認でき、申立人から聴取したところ、社会保険事務所（当時）の職員による戸別訪問を受けて納付したと証言していることから、申立期間である43年度の保険料についても納付督促が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、当該過年度納付を行った昭和44年度以降、30年以上にわたり国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人の保険料を納付していたとするその妻から聴取しても、納付方法等に係る記憶は曖昧であるとともに、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、当該期間について、その妻も未納となっており、前出の証言内容と併せて考えると、申立人夫婦と一緒に国民年金保険料の納付を始めたのは、社会保険事務所の職員による戸別訪問を受けた昭和44年からであった

と考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

老後の安心のために、A の修行中に国民年金に加入し納付していた。また、昭和 39 年 5 月に結婚してからは、夫と共に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その直前である昭和 42 年度の国民年金保険料を、44 年 10 月 31 日に過年度納付したことが国民年金被保険者台帳から確認でき、申立人から聴取したところ、社会保険事務所（当時）の職員による戸別訪問を受けて納付したと証言していることから、申立期間である 43 年度の保険料についても納付督促が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、当該過年度納付を行った昭和 44 年以降、30 年以上にわたり国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人は、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付方法等に係る記憶は曖昧である。

また、当該期間について、その夫も未納となっており、前出の証言内容と併せて考えると、申立人夫婦と一緒に国民年金保険料の納付を始めたのは、社会保険事務所職員の戸別訪問を受けた昭和 44 年からであったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は28万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立人の申立期間③に係るB社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月1日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

申立期間①について、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていた。給与は下がった記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②及び③については、継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は28万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年6月1日以降の同年8月25日付けで、当該期間について、さかのぼって11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び同僚は当該事業所において、申立人は、社会保険関係の業務には携わってなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は28万円とすることが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、平成4年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年8月25日付けで、申立人を含む164人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格を3年11月30日に遡及して喪失させている上、同年10月1日付けの定時決定の記録を取り消されていることが確認でき、かつ、当該処理前の記録から、同年6月1日において当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日を資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年6月1日とすることが必要であると認められる。また、申立人の3年11月から4年5月まで標準報酬月額は、3年10月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが必要である。

2 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その処理は同年10月28日に行われているとともに、同日付けで、申立人を含む134人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日に遡及して喪失させている上、同年10月1日付けの定時決定の記録を取り消されていることが確認できる。しかし、当該処理前の記録から、同年7月31日において当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、上記資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る

記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、24万円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録により、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できることから、前述のとおり当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの期間は、雇用保険の被保険者記録によって申立人の継続勤務が確認できる上、申立人と同様に訂正処理が行われていることが確認できる複数の同僚が所持している給与明細書において、同年10月及び同年11月の厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和29年12月1日、資格喪失日は30年6月13日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年12月1日から30年6月13日まで
② 昭和34年9月1日から37年3月1日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に正社員として勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と生年月日が3か月相違しているものの同姓同名の記録が発見され、資格取得日は昭和29年12月1日、資格喪失日は30年6月13日と記載されていることが確認できる。

また、元同僚から、「申立人と入れ替わりに、自分の妻が入社したのでよく覚えている。当時、女性社員はほかにいなかった。」との証言を得ている上、申立人の勤務に関する記憶は鮮明であり、事業所名、事業所所在地、事業主ほか役員の氏名及び勤務期間について、当該厚生年金保険事業所別被保険者名簿と一致していることから、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和29年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年6月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人の業務内容に関する具体的な記憶から、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない上、法務局における商業登記簿謄本の記録も見当たらない。

また、申立人は、当時の同僚について、氏名のうち姓しか覚えていないことから、同僚を特定することができず証言等を得ることができなかった。

このほか、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和41年8月1日、資格喪失日は、44年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和41年8月から42年3月までは2万4,000円、同年4月から同年9月までは3万円、同年10月から43年9月までは3万3,000円、同年10月から44年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から44年2年1日まで

申立期間について、公共職業安定所の紹介で昭和41年8月1日から正社員としてA社B事業所に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が当該事業所において、昭和41年8月1日に被保険者資格を取得し、44年2月1日に資格を喪失した記録が確認できる。

また、元同僚から、「自分が入社した時は、申立人は指導する立場だった。」との証言を得ている上、当該期間に係る申立人の勤務に関する記憶は鮮明であり、事業所名、事業所所在地、事業所長氏名、同僚氏名及び勤務期間について、健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致していることから申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和41年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月までは 2 万 4,000 円、同年 4 月から同年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 44 年 1 月までは 3 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年5月1日から13年10月1日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から17年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成11年5月から17年3月までの期間について標準報酬月額が低くなっていた。13年4月以降に給与体系が変わったと認識しているが、将来受け取る年金額が変わるとは思っていなかった。給与明細書や源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年4月までは44万円と記録されていたところ、同年5月9日付けで、さかのぼって11万8,000円に減額訂正されており、申立人のほか4人についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の元代表取締役によると、「平成13年ごろに滞納していた厚生年金保険料を減らすため、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理をした。」と証言している。

さらに、申立人は、商業登記簿謄本により、役員でなかったことが確認できる上、元代表取締役は、「申立人は営業部長をしていたので、社会保険手続の事務には関与していない。」と証言している。

加えて、申立人の給与支給明細書、源泉徴収票、及び市町村から提供された課税証明書による社会保険料控除額からも、訂正前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年5月9日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、社会保険事務所（当時）が行った当^{そきゅう}該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当^{そきゅう}該遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の11年5月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、11年5月から12年9月までは41万円、同年10月から13年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、当^{そきゅう}該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）で12万6,000円と記録されているところ、当^{そきゅう}該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成13年10月から17年3月までの期間に係る標準報酬月額については、記録訂正された形跡は無い上、市町村から提供された課税証明書における給与収入額から、申立人の主張する標準報酬月額に相当する給与が支給されていたと推認できるものの、当^{そきゅう}該証明書の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額にほぼ符合することから、当^{そきゅう}該事業所では、報酬月額について、実際の給与の額よりも低い額を社会保険事務所に届け出ていたものと認められる。

このほか、申立人が当^{そきゅう}該期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年10月1日から17年4月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から平成元年7月まで
20歳になった時、母が国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料を納付してくれていた。母によれば、自分のほか、第二人、妹一人の分も一緒に、きちんと納付していたとのことであり、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった時に申立人に係る国民年金加入手続きを行い、以後、保険料を納付してきたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年9月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、納付可能であった元年8月から3年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の母親は、申立人のほか、第二人及び妹一人の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の弟妹は、学生が強制加入となった平成3年4月1日から加入し、同月から保険料を納付していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の母親が申立人及びその弟妹の保険料を納付し始めたのは、同年からであったと考えられる。

さらに、申立人はこれまでに居住地の異動が無いことなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月

国民年金の手続は妻に任せており、保険料も夫婦二人分を一緒に納付していたので、同じ記録になっているはずだが、申立期間については、自分の記録は空白になっており、妻の加入記録は連続している。理由が不明であり、保険料はきちんと納付していたはずなので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻から聴取しても、当時の記憶は曖昧であり、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は平成4年11月30日に自らが経営していた事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、本来、同日付けで国民年金の被保険者資格を取得すべきところ、同年12月16日に資格取得しており、申立期間は未加入とされている。当該資格得喪処理に係る経緯について、申立人からの聴取内容、オンライン記録上の資格喪失処理年月日（5年1月5日）及び市町村の国民年金被保険者名簿に記録された加入手続日（4年12月24日）等から推察すると、申立人は国民年金の加入手続を行った後に、さかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失する届出を行ったと考えられ、この結果、申立期間に係る保険料納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立期間について、その妻も当初は未加入と記録され、当該期間が時効により納付できなくなった後の平成8年5月に、記録訂正され未納期間となったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から35年10月1日まで
昭和30年ごろから約5年間、A社に住み込みで働いていたが、厚生年金保険の加入記録を見ると、同年8月1日から31年1月1日までの5か月間しか記録が無い。これ以降も継続して勤務していたので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が昭和31年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後も、A社に継続して勤務していたことがうかがえるものの、退職日を特定することができない。

また、申立人から聴取しても、「給与は現金で渡されており、厚生年金保険の保険料額は分からなかった。」としている上、A社での勤務期間及び申立期間における健康保険証の所持の有無等に関する記憶は不明瞭である。

さらに、A社は、昭和39年8月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死去していることから、当該事業所における厚生年金保険の取扱状況について証言を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた複数名の同僚について、加入記録が見当たらないことから、当時のA社が、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 746 (事案 144 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社で働いていた期間が厚生年金保険未加入となっている。働いていたことは間違いないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社が当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったこと、事業主(当時の事業主の息子)から、「当時は適用事業所ではなかった。」と証言を得ていること、及び申立期間における保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の結論に納得がいかないと主張しているが、新たな資料は提出しておらず、再聴取にあたり申立人が挙げた元同僚についても、連絡先が不明であるため調査することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
② 昭和 57 年 1 月 29 日から 58 年 8 月 22 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとのことであった。私は、A事業所では技術的な仕事をしており、また、B事業所ではC業務とD業務を任されていたので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人の名前を覚えているが、勤務期間についてはわからない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所及び事業主の連絡先は不明であり、申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、同僚の証言から申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「申立人の名前は覚えているが、勤務期間についてまではわからない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当時の事業主は、「正社員は、社会保険に加入させていたと思うが、

C業務及びD業務の社員がすべて正社員であったかは当時の資料が一切無い
ため不明である。」と回答している。

さらに、申立人から経理担当者として名前が挙げられた同僚は既に死去して
いることから、申立期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について
確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の
名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も
確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当
たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 6 月に A 社に入社し、途中、社長が交代して B 社という会社が変わったが、継続して勤務していた。申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないが、この期間も勤務していたし、給料ももらっていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主の証言及び雇用保険の加入記録から、申立期間当時、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 4 月 1 日であることが確認できる上、申立人と同時期に勤務していた同僚 6 人も厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日である。

また、当該事業所の事業主は、申立期間について厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかは、社会保険労務士事務所に委託していたため不明としている上、当該事業所から社会保険関係手続及び給与計算を委託されていた社会保険労務士事務所は、「申立期間当時は、社会保険の新規適用手続にあたって、会社設立後 2、3 か月分の経理帳簿を添付する必要があり、調査を受けてから適用になった。当該事業所の新規適用日を昭和 54 年 4 月 1 日と届け出たので、加入手続前の同年 2 月分及び同年 3 月分の厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 10 日から 34 年 6 月 16 日まで
② 昭和 34 年 12 月 26 日から 35 年 1 月 19 日まで

私は、昭和 33 年 6 月 10 日から 34 年 6 月 16 日まで A 社 B 事業所、また、34 年 12 月 26 日から 35 年 1 月 19 日まで C 社に勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社 B 事業所に臨時工として勤務していたと主張しているが、当時の同僚や人事担当者を覚えていないため、申立人の勤務実態を推認することができない。

また、当該事業所の事務担当者は、「当時の社員名簿の電子データを確認したが、申立人の名前はなかった。また、臨時工は、昭和 35 年 1 月 1 日付けの『現務員制度』ができてから社会保険に加入させていたので、申立期間当時は社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶及び事業所から提出された準社員名簿から、申立人が C 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の事務担当者は、「申立人に係る資料は準社員名簿しか残っていないので、社会保険手続、保険料控除については不明である。」と証言している。

また、申立人は、当時の同僚を覚えていないため、申立人の厚生年金保険料控除等に関する証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 8 月まで

私は、昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで A 社に、同年 4 月から 56 年 8 月まで B 社に勤務したが、この期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の関係資料は無いが、厚生年金保険の加入を希望する者は、社員、アルバイトに関係なく全員加入させていた。申立人の年金加入記録が無いのは、本人が加入を希望していなかったからだと思う。」と証言している。

また、申立人は同僚について覚えておらず、当時の状況についての証言等を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間は、国民年金に加入し国民年金保険料の納付済期間となっている。

申立期間②について、事業主等の証言及び申立期間の一部の雇用保険加入記録から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「会社の倒産により申立期間当時の関係資料は無く、当時の担当者も死亡しているため、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかはわからない。」と回答している上、当時の同僚も申立人の氏

名に記憶は無いと証言している。

また、申立人は、「申立期間中は、国民健康保険の被保険者証を使用していた。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間は、国民年金に加入し一部の未納期間があるものの、国民年金保険料の納付済期間となっている。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。